

職業紹介手数料の返戻金制度について

株式会社メイン・キャスト

以下、職業紹介契約書より該当条項を抜粋しています。

第5条（保証期間とサービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後の保証期間内に、自己都合による退職または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料を下記の通り1ヶ月以内に甲に返還するものとする。

保証期間①：雇用契約成立後（試用期間含む）30日まで 職業紹介手数料の70%

保証期間②：雇用契約成立後（試用期間含む）90日まで 職業紹介手数料の50%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。